

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	L I N E を活用した情報配信に係るシステムの構築等について（情報項目の追加）
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理、外部結合）

（担当部課：総合政策部政情課）

事業の概要

事業名	LINEを活用した情報配信に係るシステムの構築等
担当課	区政情報課
目 的	幅広い世代に利用されている無料通信アプリ「LINE」（以下「LINE」という。）を活用し、子どもの成長段階に応じた情報（以下「子育て情報」という。）をタイムリーに配信することで、区民の利便性の向上を図る。
対象者	LINE で新宿区公式アカウントを登録した区民等
事業内容	1 概要 区では、令和4年7月から、「LINE」活用し、区が実施するイベントや暮らしに役立つ事業等の情報を配信している（令和3年度第9回新宿区情報公開・個人情報保護審議会及び令和5年度第5回新宿区個人情報保護管理運営会議承認・了承済）。 この度、幅広い世代に利用されている LINE を活用し、子育て情報をタイムリーに配信することで、必要な子育て支援や区の事業を確実に届け、子育て家庭が必要なときに必要なサービスへつながる環境づくりを推進する。 子育て情報の配信においては、妊娠中の方や子育て中の利用者から、子どもの出産予定日・生年月日を任意で新たに収集し、希望者に対して健診や予防接種等の成長段階に応じた情報を自動的に配信する機能を整備する。 2 個人情報保護管理運営会議への付議内容 （1）電算処理 LINE を活用した情報配信システムにおいて、取り扱う情報項目に「子どもの出産予定日・生年月日」を新たに追加する。追加する情報項目については、区職員において当該システムに追加する。 （2）外部結合 LINE を活用した情報配信システムと区イントラネットとの結合において、取り扱う情報項目に「子どもの出産予定日・生年月日」を新たに追加する。 3 利用者数の想定 （1）LINE の登録者数 20, 188人（令和8年6月末現在） ※個人情報の流れは、資料32-1のとおり

件名 LINEを活用した情報配信に係るシステムの構築について(情報項目の追加)

※太字ゴシック(下線)が、令和3年度第9回新宿区情報公開・個人情報保護審議会及び令和5年度第5回個人情報保護管理運営会議承認済みの内容からの変更箇所

保有課(担当課)	区政情報課
登録業務の名称	LINEを活用した情報配信業務
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	1 個人の範囲 利用者(LINEで新宿区公式アカウントに登録した区民等) 2 記録項目 LINEID・LINEプロフィール名・LINEアイコン・利用者が入力した基本属性(生年・性別・居住地域)、配信を希望する情報ジャンル、アンケートの回答、行政手続電子申請者の氏名・郵便番号・住所・電話番号、子どもの出産予定日・生年月日 3 記録するコンピュータ 新宿区LINE公式アカウント情報配信システム
新規開発・追加・変更の理由	幅広い世代が利用しているLINEを活用して、 子育て情報をタイムリーに配信すること で、区民の利便性の向上を図る。
新規開発・追加・変更の内容	新宿区LINE公式アカウントに以下の機能を有するシステムを構築する。 1 利用者が選択する基本属性や情報ジャンルを項目として設定した受信設定機能の作成。 2 区ホームページやアプリ等へリンクするリッチメニュー機能の作成。 3 行政手続の電子申請受付機能の作成
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
新規開発・追加・変更の時期	令和8年9月 動作検証 令和8年10月 本稼働

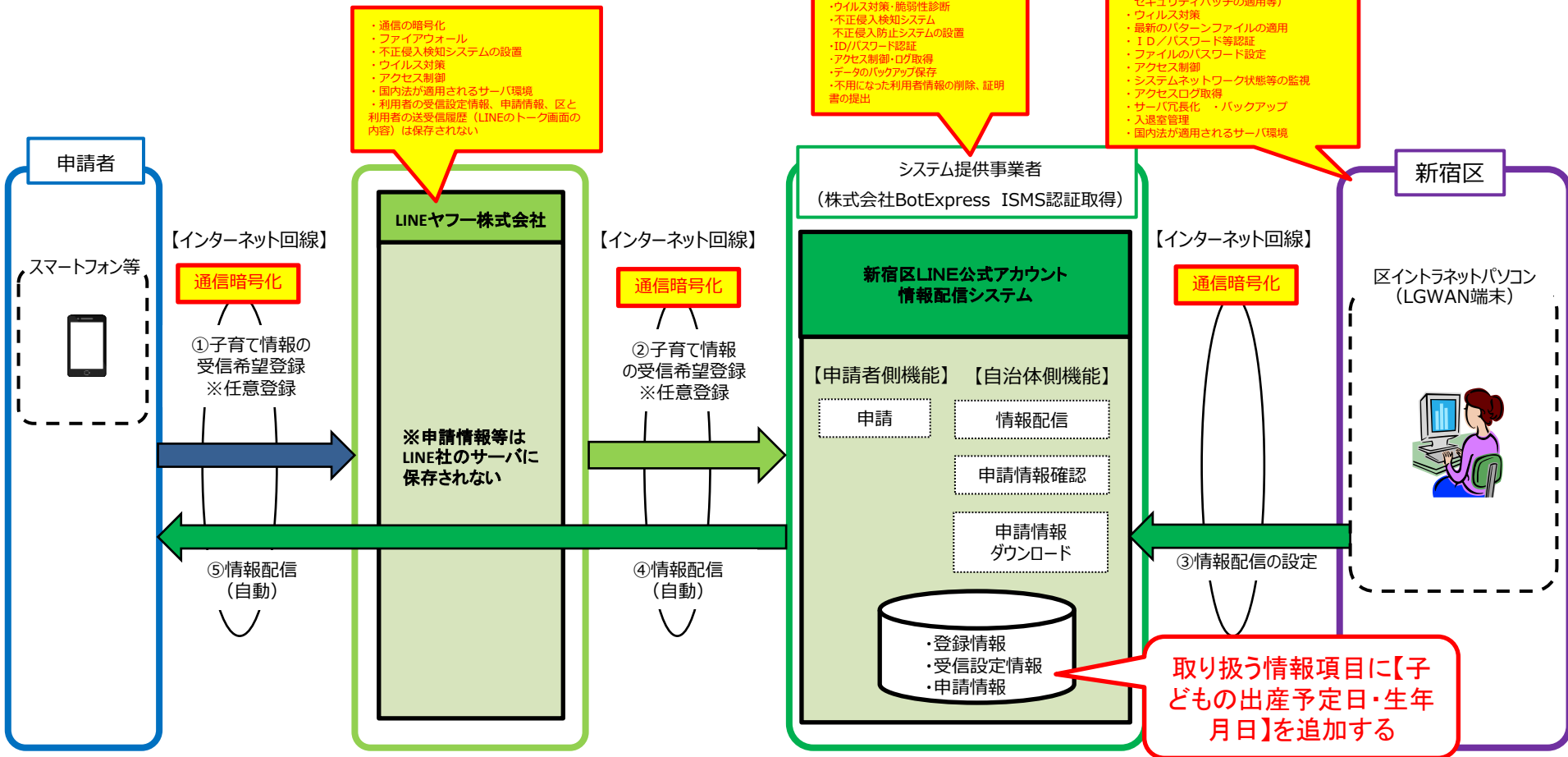
件名 LINEを活用した情報配信に係る外部結合について（情報項目の追加）

保有課（担当課）	区政情報課
登録業務の名称	LINE を活用した情報配信業務
結合される情報項目（だれの、どのような項目か）	1 個人の範囲 利用者（LINE で新宿区公式アカウントを登録した区民等） 2 記録項目 LINEID・LINE プロフィール名・LINE アイコン・利用者が入力した基本属性（生年・性別・居住地域）、配信を希望する情報ジャンル、アンケートの回答、行政手続電子申請者の氏名・郵便番号・住所・電話番号、 <u>子どもの出産予定日・生年月日</u> 3 記録するコンピュータ 新宿区 LINE 公式アカウント情報配信システム
結合の相手方	株式会社 BotExpress ISMS（ISO27001、ISO27017、ISO27018）認証取得
結合する理由	幅広い世代が利用している LINE を活用して、 <u>子育て情報をタイムリーに配信することで、</u> 区民の利便性の向上を図る。
結合の形態	インターネット回線を利用して、株式会社 BotExpress のサーバと区のインターネット端末を接続する。
結合の開始時期と期間	<u>令和8年10月（予定）</u> （以降も、同様の外部結合を行う。）
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

LINEを活用した子育て情報の配信に係る個人情報の流れ

(資料 3 2 - 1)

※赤字の部分が、今回の付議事項。



3 電算処理にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「ー」	情報保護対策
開発等を委託する場合 における区が行う 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
	○	区のシステム機器設置場所へ委託先が入退室する場合は、管理（申請、承認、記録）を行う。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施するよう指導するとともに、個人情報データの持出しを禁止する。
	○	プログラムの移行等を行う場合は、外部記録媒体の管理を行い、利用時は第三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。
	○	入力及び取込みテストにおいては、ダミーデータを使うよう指導する。
	○	実データを使用した検証作業は、区職員が実施する（委託先には、必要な支援のみ行わせる）。
	○	モバイルパソコン等の電子計算組織を持込む場合は、事前に区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコン等と区のネットワーク、システム機器及びUSB等の記録媒体と接続をさせないように、区の職員が立ち会う。
開発等を委託する場合 における区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】	○	データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、双方で事前に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成して実施する。なお、稼働にあたっては必ず仮移行を行うこととし、本稼働はシステムを使用していない時間帯（時間外・休日）に実施し、十分な検証を行う。
	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「ー」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「ー」	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。